

議 事 録

会議の名称	令和7年第6回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和7年6月25日(水) 午後2時から 午後3時5分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第29号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第30号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (3) 第31号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 第32号議案 本庄農業振興地域整備計画の変更について (5) 第33号議案 地域計画策定に係る意見聴取について (6) 報告第23号 農地法第3条の3の規定による届出について (7) 報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (8) 報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (9) 報告第26号 農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格証明書交付後の許可申請について (10) 報告第27号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (11) 報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について (12) 報告第29号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について (13) 報告第30号 農地改良等に係る届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年第6回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和7年第6回本庄市農業委員会総会議案 3 (別冊) 本庄農業振興地域整備計画の変更について 4 (別冊) 本庄市地域計画(案)について

その他特記事項	5 事務局連絡事項 6 農業者年金 令和7年度加入推進活動管理表ワークシート
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和7年第6回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和7年第6回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2、あいさつを田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(田端会長、あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席19番出牛康委員、議席1番細野俊文会長代理を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案5件及び報告8件です。</p> <p>はじめに、第29号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第29号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第29号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、交換による所有権移転1件です。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件といたしまして、農地法第3条第2項の規定に基づく、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件がございますが、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、3ページとなります。渡人が所有する申請地東側の農地を土地分譲用地として農地法第5条による農地転用をすることに伴い、受人が所有する農地と交換することとなりました。交換する農地は申請地の西側の農地です。その農地の北側の一部を土地分譲用地の進入路として使用する必要が生じたため、今回の交換に至りました。また、進入路は市に道路として寄付予定のため農業委員会への手続きは不要となります。申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1について、地区担当委員からの報告を求めます。議席10番鈴木委員の報告を求めます。</p>
鈴木委員	<p>整理番号1について、10番鈴木より報告させていただきます。</p> <p>6月22日午前10時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、西富田自治会館より北西に約50メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は交換による所有権移転です。申請地の東側は渡人が所有する農地です。この農地を土地分譲地として転用することになり、そのための進入路として、受人が所有する申請地西側の農地の北側の一部と今回の申請地を交換することとなりました。</p> <p>このことから、今回の申請は、受人が提供した進入路部分と同面積の渡人の農地である申請地を交換するものです。なお、進入路部分は農地法第3条の許可が不要のため、渡人から受人への農地の提供のみを記載しております。</p> <p>申請地はもともと所有している申請地の西側の農地と一体的に利用し、大根、かぶ、ほうれん草を作付け予定とのことです。受人の年齢は74歳、農業従事日数は150日です。農機具は、トラクター1台、管理機1台を所有しており経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p>

	<p>申請地の耕作状況は、保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第30号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第30号議案をご説明いたしますので、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>第30号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、5ページをお願いいたします。申請件数は1件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、長屋住宅建設工事です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、6ページをお願いいたします。4-1については、用途地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則として許可相当ではあることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案について、地区担当委員からの報告を求めます。議席11番宮部委員の報告を求めます。</p>
宮部委員	<p>整理番号1について、11番宮部より報告させていただきます。</p> <p>6月22日午前7時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書6ページ4-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地はJR八高線松久踏切の北西約130メートルに位置しております。申請目的は長屋住宅用地です。申請人は、以前からアパート経営をして</p>

	<p>おり事業拡大を考えていたところ、資金の目途が立ったことから今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>申請地は、用途地域で住環境が整備され、需要も見込まれることから長屋住宅を建築するのに最適とのことでした。</p> <p>用途地域は準工業地域で、周辺は、住宅や太陽光発電施設用地、線路に囲まれており、農地を分断し集団性に支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第31号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第31号議案をご説明いたしますので、議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>第31号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、8ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転4件、賃借権1件でしたが、整理番号4の許可申請書が取り下げられましたので、本議案での審議は、所有権移転4件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席5番中野委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、9ページをお願いいたします。5-1について、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域</p>

において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。

次に、整理番号2でございます。8ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。令和7年4月8日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、議席15番鈴木委員でございます。

申請地位置図は、10ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張工事であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。

次に、整理番号3でございます。8ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、蓄電池施設用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。

申請地位置図は、11ページをお願いいたします。5-3について、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号5でございます。8ページをお願いいたします。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。令和6年12月5日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、議席18番坂爪委員でございます。

	<p>申請地位置図は、13ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号2と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号5までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席5番中野委員の報告を求めます。</p>
中野委員	<p>整理番号1について、5番中野が報告させていただきます。6月18日午前10時30分頃、海澤推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書9ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は仁手諏訪神社から東へ約150メートルに位置しています。</p> <p>申請目的は、自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は、現在、婚約者と市外の借家に暮らしていますが将来のことを考え、独立した生活を送るため、自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>住環境が良い場所を探していたところ、今回の申請地では理想的な住宅の建設ができると思い、申請に至ったとのことでした。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまふ。農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまふ。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>整理番号2について、議席15番鈴木委員の報告を求めます。</p>
鈴木委員	<p>15番鈴木が報告させていただきます。6月21日午前11時頃、高山推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書10ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は住吉神社から北東へ約60メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は敷地拡張用地としての所有権移転です。受人は現在、申請地の隣地で障害者の更生施設を営んでいます。現在、施設には利用者が運動できる場所がないこと、火事などの災害が起きた際、今の避難場所が建物から近く危険なこと、新たに散歩道と非難スペースを設置するため申請に至ったとのことでした。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であり、転用にあたっては特に問題ないかと思われまふ。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、議席11番宮部委員の報告を求めます。</p>

宮部委員	<p>整理番号3について、11番宮部より報告させていただきます。</p> <p>6月22日午前7時30分頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書11ページ5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道254号見馴川橋交差点から西へ約100メートルに位置しております。申請目的は蓄電池施設用地としての所有権移転です。</p> <p>申請地は、送電にかかる架空線、変電所に空きがあり、近隣に民家もなく周辺とのトラブルが起きる可能性も少ないことから、この場所に決定したとのことです。</p> <p>用途地域は準工業地域で周辺は店舗及び道路に囲まれているため、転用に当たっては特に問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、議席18番坂爪委員が欠席となりますので、同地区担当の新井推進委員の報告を求めます。</p>
新井伸幸 推進委員	<p>坂爪委員にかわり、新井より報告させていただきます。6月20日午後1時頃、坂爪委員と現地確認及び受人への聴き取りを行いました。申請地の概要については、議案書13ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、国道254号線長浜町北交差点より北に約400メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は、駐車場としての敷地拡張です。受人は申請地東側で自動車修理業を営んでいます。現在の敷地だけでは、受人が保有している代車置場が不足し、来客用の駐車場もないことから、申請地を譲り受け、代車置場、来客用駐車場、顧客から預かった車両置場として整備したいとのことでした。</p> <p>以上のことから、転用の目的及び必要性は妥当であると考えます。また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第32号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第32号議案をご説明いたしますので、議案書14ページをお願いいたし</p>

ます。

第32号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更について、本議案は、本庄農業振興地域整備計画に対し提出された農用地利用計画の変更に係る申出書について、本庄市長が、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別冊「本庄農業振興地域整備計画の変更について」のとおり計画を変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

申出内容については、別冊の1ページをお願いいたします。農用地区域からの除外2件となっております。

農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅等集落の連たん性のある地域で、農業振興地域の整備に関する法律及び本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針に定める基準に従い、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっており、除外の手続きを経たうえで、転用申請を行う必要があります。

変更内容でございますが、農用地区域からの除外については、事案番号1の農家住宅及び事案番号2の分家住宅の申出で、それぞれ除外が可能なものでございます。

それでは、事案番号1及び事案番号2をご説明いたします。はじめに、事案番号1でございます。4ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、仁手地内の田1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、農家住宅の建設です。5ページ及び6ページの「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、「本庄北部土地改良区」及び「上里幹線土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」となっております。7ページが「農家証明書」、8ページが「位置図」、9ページが「付近案内図」、10ページが「農用地区域図」で、緑色の着色が農用地区域で青地の農地となります。11ページが「公図の写し」、12ページが「事業計画図」となります。

次に、事案番号2でございます。14ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、沼和田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。15ページ及び16ページの「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事

	<p>業等の概要は、「本庄北部土地改良区」及び「上里幹線土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」及び「都市計画法第29条の許可」となっております。17ページが「位置図」、18ページが「付近案内図」、19ページが「農用地区域図」、20ページが「公図の写し」、21ページが「事業計画図」となります。</p> <p>農用地区域からの除外に係る事案番号1及び事案番号2の申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると判断します。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第33号議案「地域計画に係る意見聴取について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第33号議案をご説明いたしますので、議案書15ページをお願いいたします。</p> <p>第33号議案、地域計画策定に係る意見聴取について、本議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>地域計画は、新たな担い手の位置付けや、耕作者の変更等に係る定期的な更新が推奨されているほか、農業外の利用に係る農地の転用に際しては事前に変更することが必要とされています。</p> <p>地域計画の内容でございますが、別冊「本庄市地域計画の変更(案)について」をお願いいたします。本議案のご説明につきましては、計画書全ての説明は長時間を要することから、総会及び議案審議の円滑な進行を踏まえ、策定済のものから変更がある箇所のみご説明させていただきます。</p> <p>それでは、別冊の構成をご説明させていただきます。地区ごとにページ数が異なる場合がございますが、表紙をおめくりいただきまして、2枚目及び3枚目に「地域計画(案)」と表題に書かれた計画書本体、続いて「4. 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)」として名簿、最後にA3版の「目標地図」を添付させていただいております。</p> <p>続きまして、変更内容についてご説明させていただきます。表紙をおめく</p>

りいただき、2枚目「地域計画(案)」をお願いいたします。一番上から、「策定年月日」、「更新年月日」、「目標年度」、「市町村名」及び「地域名」の記載があった後、「1. 地域における農業の将来の在り方」といたしまして、「(1) 地域計画の区域の状況」に各地区の農用地等の面積が記載されております。この面積について、それぞれ令和7年4月1日時点の情報に変更いたしました。

以後、「(2) 地域農業の現状及び課題」から、ページをおめくりいただき、「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」まで変更はございません。

続いて「4. 地域内の農業を担う者一覧」につきましては、さらにページをおめくりいただきまして、名簿を添付してございますが、この名簿につきましても、令和7年4月1日時点の情報に更新しております。

本庄市においては、「農業を担う者」を、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「基本構想水準到達者」、「人・農地プランにおける中心経営体」及び「利用権設定又は農地中間管理事業等により農地を借り受けている方」と位置づけまして、表の左側から、「属性」、「氏名」に続き「現状」及び「10年後」の「経営作目等」、「経営面積」、「作業受託面積」を記載しております。また、「10年後」の欄には「目標地図上の表示」という項目がございますが、こちらに記載した番号が、別冊の最後に添付するA3版の「目標地図」の各筆の付番と対照するものでございます。

「目標地図」には、現況の耕作者を基に、一筆ずつ、「別紙」に記載の「農業を担う者」の番号を付番しており、本庄市農政課が令和6年8月に実施した意向調査において、地域計画への氏名及び農地の掲載に同意をいただいた耕作地が色付けられております。着色されていない青地のみの耕作地については、「今後担い手を検討するもの」として位置付けるものでございます。

なお、本日は、農地一筆ごとにより細かくご確認いただけるよう「目標地図」の縮尺を大きくしたものを、各地区に1部ずつご用意させていただき、地区代表の委員の机にお配りしております。この後、5分ほどお時間を取らせていただきますので、地区ごとに皆さまでご確認をいただいた後、ご審議を賜りたいと存じます。

変更内容についてのご説明は以上でございます。最後に、この度の地域計画の変更について今後のスケジュールを簡潔にご説明させていただきます。本庄市農政課では、本議案と同様に、関係機関といたしまして、埼玉ひびきの農業協同組合及び埼玉県農林公社より意見聴取を実施しております。本議案の議決及び関係機関からの同意を得た後、7月に地域計画(案)の縦覧を

	<p>行い、8月を目途に地域計画の公告を予定しております。</p> <p>今回の変更を行った後の、令和7年度内の予定につきましては、今回同様の農地転用や耕作者の変更等に伴う変更をあと2回、12月と年度明けの4月付けの告示で行う予定でございます。</p> <p>議案の説明は以上でございます。この後、5分ほどお時間を取らせていただき、本日ご用意させていただきました「目標地図」を委員の皆さまご確認のうえ、ご審議を賜りたいと存じます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、各委員に、地区代表委員の席において、担当地区の「目標地図」の確認を求めます。確認時間は5分とします。</p> <p>(5分経過後)</p> <p>時間となりましたので、各委員に復席を求めます。</p> <p>(各委員 復席)</p> <p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p>
高月推進委員	<p>地図上に表示されている農地の黄緑色とオレンジ色の色分けの違いを教えてください。</p>
農政課職員	<p>今回の地図で、農地がオレンジ色に着色されていて番号が振られていない農地は、前回の策定時には「農業を担うもの」として、認定農業者等が耕作者として位置づけられていた農地ですが、今回の変更によって、耕作者が認定農業者以外に変更となったり、農地転用や農振除外を予定しているため、今回の更新によって目標地図に位置づけることをやめる農地となります。オレンジ色で番号が振られている農地は、耕作者がこれまでとは別の「農業を担うもの」に変更になった農地となります。黄緑色で着色してある農地は、これまでと変更のない農地となります。</p>
中里推進委員	<p>自分の農地が色付けされているが、どのような経緯で色づけられているのか確認したい。</p>
農政課職員	<p>基本的には、青地の農地で、「農業を担うもの」として位置づけられている認定農業者や中間管理事業を利用している方が耕作している農地を色付けしています。それに加えて、農業委員や農地利用最適化推進委員が耕作している農地は、場所によっては、青地でなくても色付けをしている場合があります。</p>
金子委員	<p>今後、この計画に沿って、農地の区画を大きくしたり、野菜や米麦のエリアを設定して農地の集団化を進めるような大きな目標があるのでしょうか。</p>
農政課職員	<p>地区の目標は、地域計画に記載していますが、まだ具体的な目標を設定するには至っていません。この計画は、10年後を見据えた目標設定をしてい</p>

	<p>るもので、国からも5年を目安に計画の見直しを行うことが求められています。その際は、策定時と同様に、地域の協議の場を設けるので、地域の皆さんで話し合いをしてその地区のより具体的な目標を決めていくことを想定しています。</p> <p>今回策定した計画は、令和6年度中に策定しなければならないという時間の制約があったこともあり、具体的な内容まで踏み込めていない部分もあるため、5年後の変更に向けて、より踏み込んだ内容の計画を作っていければよいのではないかと考えております。</p>
議長	<p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>それでは、報告でございます。はじめに、報告第23号をご説明いたしますので、議案書16ページをお願いいたします。</p> <p>報告第23号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、17ページをお願いいたします。専決処分件数は、3件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第24号をご説明いたしますので、議案書18ページをお願いいたします。</p> <p>報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、19ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第25号をご説明いたしますので、議案書20ページをお願いいたします。</p> <p>報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p>

届出内容については、21ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第26号をご説明いたしますので、議案書22ページをお願いいたします。

報告第26号、農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格証明書交付後の許可申請について、専決処分したのでご報告いたします。

申請内容については、23ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。

令和7年第2回総会の「第11号議案農地法第5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明について」に係る審議により、農地の競売に参加するため、埼玉県知事から買受適格証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり、当該許可申請が行われた場合には、許可相当として埼玉県知事へ意見を送付することの議決に基づき、進達したのでご報告するものでございます。

続きまして、報告第27号をご説明いたしますので、議案書24ページをお願いいたします。

報告第27号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。

受理件数は、1件です。報告書は25ページ及び26ページのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3か月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものでございます。

続きまして、報告第28号をご説明いたしますので、議案書27ページをお願いいたします。

報告第28号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。

通知内容については、28ページをお願いいたします。受理件数は、6件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第18条第1項た

	<p>だし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。</p> <p>続きまして、報告第29号をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。</p> <p>報告第29号農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、30ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第30号をご説明いたしますので、議案書31ページをお願いいたします。</p> <p>報告第30号農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する要綱第5-2-(2)の規定により、別紙の届出について、専決処分したので報告するものでございます。</p> <p>届出内容については、32ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微な事案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することにより、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>（事務局長説明）</p> <p>以上をもちまして、令和7年第6回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>